

# 医療機能情報公表制度実施要領（案）

## 医療機能情報公表制度実施要領（案）

### 1 目的

病院、診療所及び助産所（以下、「医療機関」という。）に対し、当該医療機関の有する医療機能に関する情報（以下、「医療機能情報」という。）について都道府県への報告を義務付け、都道府県は報告を受けた情報を集約するとともに、住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的とする。

### 2 情報の性格

本制度は、医療機関が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。

医療機関は、提供する医療について正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該医療機関又はかかりつけ医等が、住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

また、医療機能情報について誤りがあった場合、当該医療機関は速やかにその訂正を申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。

### 3 実施主体

都道府県を実施主体とする。

ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

### 4 実施体制

#### (1) 都道府県における運営体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において運営することを基本とする。
- ・ 地方自治法に基づき、政令市等に制度実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、医療機関から医療機能情報の報告がない場合や誤った報告が行われた場合における医療機関への指導等）を委譲する場合においても、制度の実施についての責任主体は都道府県とし、最終的な医療

機能情報の公表は都道府県において行うものとする。

- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り運営することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、案内体制を整備するなどの必要な措置を講じて、適切に行うものとする。この場合、医療安全支援センターを、医療安全に関する苦情や相談の受付等の業務とは別に、医療機能情報についての問い合わせ等に適切に応じる機関として活用するなどにより、適切に案内体制を整備するものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、医療機関の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

## (2) 医療機能情報の報告手続

### ① 医療機能情報の報告時期

- ・ 医療機関の管理者は、当該医療機関の所在地の都道府県知事に対し、別に定める医療機能情報について、毎年各都道府県において定める時点における情報の報告を行うものとする。
- ・ 医療機関の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの（②参照。）に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して修正又は変更の報告を行うものとする。

### ② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県は、医療機関からの定期的な報告に際して、医療機能情報に関する調査票を医療機関に送付することとし、医療機関は、当該医療機関の機能に関する情報を調査票に記載し書面又は電子媒体により提出する

こととする。

都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する医療機関（特に、診療所及び助産所）の情報について、照会を行うことができることとする。

なお、調査票の様式については、別に定める事項を全て報告事項として含む限りにおいて、各都道府県の任意とする。また、2回目以降の記入方法については、前回報告のあった調査票の修正・変更をもって行うことができることとする。

- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、
  - ア 医療機関の名称、開設者、所在地、電話番号、診療科目、診療日、診療時間、病床種別及び届出・許可病床数については、医療機関の基幹情報として重要な事項であるため、修正又は変更のあった時に、書面又は電子媒体で都道府県知事に対して報告を行わなければならない情報とする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。
  - イ 基本情報以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、都道府県独自の取組により、変更時の随時更新を認めることとしても差し支えない。
  - ウ 都道府県が、医療機関自らがシステムにアクセスして医療機能情報を変更できるシステムを有する場合には、情報の管理・運営の観点から、医療機関が自ら変更した事項については、月1回を基本に、まとめて書面又は電子媒体で都道府県知事に報告することとする。
- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

### ③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、医療機関から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該医療機関に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、医療機関が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、適切な

報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、医療機関の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 報告内容の全部又は一部について、照会、確認等を行う場合、当該照会、確認等に対して、適切な応答がなされず内容の確認ができない場合、又は是正命令を行い是正がなされるまでの期間については、当該内容の箇所の情報について公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみても差し支えないこととする。この場合において、当該内容の箇所について、照会、確認の過程である旨等が分かるように留意すること。

### (3) 医療機能情報の公表手続

#### ① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、医療機関から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

#### ② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、原則としてインターネットにより、医療機関から報告された医療機能情報を公表するものとする。
- ・ インターネットによる公表については、都道府県は、住民・患者による医療機関の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するようシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットによる公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末等により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末等以外に、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。
- ・ また、注意事項として、2で示す情報の性格について、ホームページ上であわせて記載することとする。

- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報について

も住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。

この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関するしてリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

#### (4) 医療機能情報の集約

##### ① 国への報告

- ・ 都道府県知事は、医療機関から報告を受けた医療機能情報について、2次医療圏毎に集計した上で、毎年1回厚生労働大臣に対して報告しなければならない。

#### (5) 医療機関による情報提供

- ・ 医療機関は、都道府県知事へ報告した事項について、当該医療機関において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 医療機関がこれらの提供を行っていない場合には、都道府県知事は、提供するよう指導することができるものとする。
- ・ また、医療機関においても、住民・患者からの当該機関の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとする。とともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の医療機関に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

#### (6) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行されるが、各都道府県におけるシステム開発・改変等の準備が必要となることも踏まえ、平成19年度においては、平成19年度中に、医療機関の名称、開設者、所在地、電話番号、診療科目、診療日、診療時間、病床種別及び届出・許可病床数の基幹情報について公表することで足りることとし、公表方法としては、インターネットによる検索機能を有するシステムによって公表することに努めることとする。

別に定める情報の全てを公表できるインターネットによる検索機能を有するシステムについては、平成20年度中に運用が開始されるよう、各都道府県はシステムの整備を行うものとする。

なお、この場合においても、情報の報告については、平成19年度中に、別に定めるすべての情報について、医療機関から都道府県への報告を開始するものとする。

- ・ 医療機関が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、医療情報の提供のあり方等に関する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。

特に、制度発足時に対象とならなかった医療機関の治療結果等のアウトカム情報については、各医療機関の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。